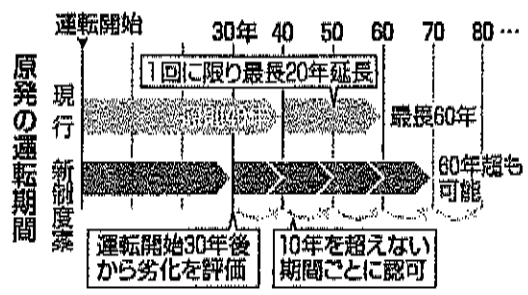


原発60年超運転可能に

30年後から劣化評価

規制委見直し案

原子力規制委員会は三日、原発の運転期間を「原則四十年、最長六十年」とする現行制度を撤廃する政府方針を踏まえ、長期運転の安全を確保する規制見直し案を定例会合で示した。運転開始二十年後からは、十年ごとに設備の劣化評価を義務付け、規制委が運転を認可する。六十年を超える場合も同様で、安全が確認できれば米国のような八十年運転も可能な制度になる。■核心①面



- #### 規制見直しのポイント
- 原発の運転開始30年後からは、10年を超えない期間ごとに設備の劣化評価を義務付け、規制委が運転を認可する
 - 60年を超える場合でも同様に認可。米国のような80年運転も可能な制度になる
 - 再稼働の審査で停止期間が長期化した場合も、従来通り運転年数からは除外しない
 - 安全性の確認では、設備や機器の劣化だけでなく、設計の古さも考慮する

今後、具体的な審査内容について議論を続け、電力会社などから意見聴取した上で、年末までに原子炉等規制法の改正に向けた枠組みを固める。

運転期間は、東京電力福島第一原発事故後に同法の改正で導入された。原則四十年と定められ、規制委が認めれば一回に限り最長で二十年延長できる。政府はこの規定を削除して六十年超の運転も可能にする

法改正を目指しており、規制委は原発推進の法整備だけが先行しないよう、対応を検討していた。

政府は再稼働に向けた審査が長期化しているため、審査中の停止期間は運転年数に算入せず、実質的に延ばすことも視野に入れる。

だが規制委は、停止期間中も設備の劣化は進むため、従来通りの審査方法を維持し、運転年数からは除外しない考えも示した。

規制委の山中伸介委員長は三日の記者会見で「現行制度より、はるかに厳しい規制になる。きちんと規制をかけることが義務だ」と強調。三十年以降は「十年を超えない期間ごと」に認可

岸田政権の原発政策 岸田文雄首相は参院選後の8月、ウクライナ情勢に伴う電力の安定供給への対応や、脱炭素社会の実現に向けて原発を最大限活用すると表明。次世代型原発の開発や建設、既存原発の運転期間延長を打ち出した。東京電力福島第一原発事故を踏まえ、原発依存度を低減させるとしてきたエネルギー政策からの大転換となる。脱炭素社会の実現に向けた「GX(グリーン・トランスフォーメーション)実行会議」などで検討を進めており、年末までに結論を出す。

可が必要だとし、劣化評価では設備や機器だけでなく、設計自体の古さも考慮するとした。

運転三十年以降、四十年、五十年と数を重ねるごとに評価項目を増やすことで、古い原発ほど審査合格が難しくなる見通しも示した。

岸田文雄首相は八月、電力の安定供給への対応や脱炭素社会の実現に向けて原発を最大限活用すると表明。原発の運転期間延長も打ち出した。